

薩摩川内市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

令和 7 年 1 月 19 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 39 号

薩摩川内市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年薩摩川内市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び漁業集落排水事業」を「、漁業集落排水事業及び浄化槽事業」に改める。

第 3 条に次の 1 項を加える。

6 浄化槽事業の設置区域は、薩摩川内市上甑町江石、小島、瀬上及び桑之浦の一部の区域とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（薩摩川内市特別会計条例の一部改正）

2 薩摩川内市特別会計条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

（薩摩川内市上甑地域戸別合併処理浄化槽条例の一部改正）

3 薩摩川内市上甑地域戸別合併処理浄化槽条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 166 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、本市の上甑地域戸別合併処理浄化槽（以下「合併処理浄化槽」という。）の管理等に関する事項を定めるものとする。

（薩摩川内市上甑地域戸別合併処理浄化槽分担金徴収条例の一部改正）

4 薩摩川内市上甑地域戸別合併処理浄化槽分担金徴収条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 167 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「薩摩川内市上甑地域戸別合併処理浄化槽条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 166 号。以下「管理条例」という。）第 1 条の規定により告示された設置区域をいう。」を「薩摩川内市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年薩摩川内市条例第 31 号）第 3 条第 6 項」に改める。

第4条中「管理条例」を「薩摩川内市上甑地域戸別合併処理浄化槽条例（平成16年薩摩川内市条例第166号）」に改める。